

問 合 せ 先	水道局営業課庶務係 (511-6832)
---------	----------------------

水 道 料 金 の 減 免

1 支援策の内容

平成 30 年 7 月豪雨による被災者の生活再建を支援することを目的とし、水道料金を減免します。

2 減免対象者

令和元年 7 月 31 日時点においても生活再建途中で、令和元年 8 月以降も継続して仮住宅に居住される方（広島市、府中町及び坂町の給水区域内の仮住宅に居住される方）

なお、広島県内及び 200 万人広島都市圏を構成する山口県内の市町で被災され、令和元年 7 月 31 日時点においても生活再建途中で、令和元年 8 月以降も継続して広島市、安芸郡府中町及び坂町の給水区域内の仮住宅に居住される方についても、令和元年 8 月検針分から対象とします。

3 減免の内容

令和 2 年度 3 期定例検針分（令和 2 年 8 月及び 9 月検針）までの水道料金について全額を免除します。

4 手続き方法

水道局各営業所へお問い合わせください。

地 域	営 業 所	
中 区	中央営業所	中営業係 (TEL:221-5522 FAX:511-6925)
東 区		東営業係 (TEL:511-6922 FAX:511-6925)
南 区		南営業係 (TEL:511-6933 FAX:221-3060)
西 区		西営業係 (TEL:511-6944 FAX:221-3060)
安佐南区	安佐南営業所	(TEL:831-4565 FAX:877-0679)
安佐北区	安佐北営業所	(TEL:819-3958 FAX:814-8859)
安芸区、安芸郡府中町・坂町	安芸営業所	(TEL:821-4949 FAX:823-6624)
佐伯区	佐伯営業所	(TEL:923-4121 FAX:922-6985)